



## お知らせ

### 児童扶養手当の月額が改定

子ども支援課

☎229-3155 ☎229-3334

各総合支所市民福祉課(福祉課)

児童扶養手当法施行令が改正され、児童扶養手当の月額が次のとおり改定されました。平成28年8月に支給する児童扶養手当から増額になります。

	平成28年 3月分まで	平成28年 4月分から
全部支給 (月額)	4万2,000円	4万2,330円
一部支給 (月額)	9,910円～ 4万1,990円	9,990円～ 4万2,320円

※受給月額が80円～330円増額になります。

### 香良洲パターゴルフ場の ナイター営業を開始

香良洲総合支所地域振興課

☎292-4374 ☎292-4318



香良洲パターゴルフ場

**と き** 4月16日(土)～10月31日(月)9時～21時

#### 料 金

	市内の人	市外の人
大人	300円	500円
小・中学生、 65歳以上の人	100円	300円

※18時以降は照明料1人100円が別途必要

### 事業所の皆さんへ

#### 給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書の提出を

市民税課

☎229-3130 ☎229-3331

給与支払報告書を提出した人や、現在給与から市・県民税を特別徴収している人が、4月1日現在退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場

合は、4月15日(金)までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

提出がないと、納入された金額と市の台帳の金額とが一致しないだけでなく、従業員への納税通知書が発行されなくなりますので、必ず期日までに提出してください。届出書は津市ホームページからダウンロードできます。

### 土木工事などを行う事業者の皆さんへ 埋蔵文化財の保護にご協力を

教委生涯学習課

☎229-3251 ☎229-3257

市内に約2,800カ所ある集落跡や古墳などの遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は地域の歴史や成り立ちを物語る市民共有の財産です。開発事業を計画するときは、開発予定地が遺跡の範囲に含まれているかどうか、事前に窓口で確認してください。遺跡の範囲内で土木工事を行う場合、工事着手60日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。

#### 届け出が必要な土木工事の例

- 住宅や店舗、工場などの建築、解体
- 宅地造成、土砂採取
- 農地の床下げ、天地返し、筆合わせ
- 駐車場造成、看板などの設置
- 太陽光発電設備の設置
- 樹木の抜根 など

手続きについて詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

### 道路や歩道を加工するときは申請を

建設政策課

☎229-3179 ☎229-3345

車庫など宅地への乗り入れのために、道路や歩道を加工するときは、事前に道路加工申請書を提出し、許可を受ける必要があります。詳しくは下記にご相談ください。

談ください。

- 北エリア(相川以北の津地域、河芸・芸濃・美里・安濃地域)  
津北工事事務所(☎267-0180 ☎268-5235)
- 南エリア(相川以南の津地域、久居・香良洲・一志・白山・美杉地域)  
津南工事事務所(☎254-5350 ☎255-5586)

### 新築木造住宅などに補助

#### みえ森と緑の県民税市町交付金事業

林業振興室

☎262-7025 ☎264-1000

地域産木材(県内産を含む)を一定量以上使用し、市内で個人住宅または公共的施設を新築する人を対象に、建築費の一部を補助します。4月15日(金)から募集要項を配布します。詳しくは、林業振興室までお問い合わせください。

### 津市国際交流推進基金

#### 補助事業

市民交流課

☎229-3102 ☎227-8070

市民の皆さんが主体の国際交流活動を推進し、国際協力活動に対する理解をより一層深めるため、資金面で活動を支援しています。

**対 象** 平成28年度中に行う国際的な活動で、次の事業など

- 文化、スポーツ、教育などに関わる交流活動
- 人的または物的な交流活動
- ボランティア活動

**申込資格** 市内で組織的・継続的に国際交流活動を行っている団体

**申し込み** 市民交流課にある申請書に必要書類を添えて、直接窓口へ ※申請書などは津市ホームページからもダウンロードできます。

**申込期限** 4月20日(水)